

質問要旨 寺町から尼崎城に行くまでの道を「忍者ストリート」とすることや、「城下町フェスティバル」において忍者要素を入れるなど、できることはあるのでは。

---

### 答弁要旨

ご提案の忍者ストリートについて、例えば、忍者のモニュメントの設置といった場合は、当該道路の歩道が狭いため、車いす利用者等の動線の確保など、精査すべき課題がございます。

忍者に関するイベントにつきましては、忍者がお城との親和性もあり、海外からのお客様をはじめ、子供から大人まで人気のあるコンテンツであると認識しており、これまで尼崎城では、なりきり体験コーナーに忍者衣装を用意しているほか、忍者道具の展示やゴールデンウィークには「尼崎忍者パーク」というイベントを実施いたしました。

また、今年の「城下町フェスティバル」においては、例えば忍者衣装でのおもてなしをするなど、忍者コンテンツを活用していきたいと考えております。

(次頁に続く)

今後も引き続き、尼崎城を含む城内地区や寺町等の重点取組地域において、インバウンドのみならず国内来訪者等にも人気のある忍者関連のイベントを実施するなど、歴史・文化を取り込んだ観光施策を展開し、周遊を促進するなど、外国人も含めた観光客の誘致に努めてまいります。

以 上

(高橋教育次長答弁)

池田議員 1002 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 不登校児童生徒とその親支援に関する情報発信や、埼玉県のHP作成と大分県配布のリーフレットを本市でも作成すべき。

---

### 答弁要旨

本市においては、教育機会確保法の基本方針に基づいて作成した、不登校児童生徒への対応と支援方法を記したハンドブックを活用しておりますが、学校現場がより組織的・計画的に行える具体的かつ実践的な記載の必要性を感じているところでございます。

すべての教職員や支援員等が安心して不登校児童生徒への対応が行えるよう、他自治体の情報発信の先行事例等についても参照しつつ、リーフレット作成に向けて取り組みたいと考えております。

また、今後、不登校児童生徒を持つ保護者に分かりやすく有用な情報発信に取り組むとともに、より見やすいホームページの作成を進めてまいりたいと考えております。

(以上)

(高橋教育次長答弁)

池田議員 1003 作成部局 教育委員会事務局 No.1

質問要旨 ほっとすてっぷ・ハートフルフレンドを希望する  
が利用できない生徒・児童の人数とその受け入れ先、  
今後どのように不登校児童生徒の学ぶ場をいつどこ  
に確保していくのかお答えください。

---

### 答弁要旨

不登校児童生徒については、個々の状況を考慮し、適切な支援への接続を進めているところですが、ほっとすてっぷには定員を設けていることから、希望しながら入級ができなかった児童生徒、また、ハートフルフレンドを希望していたが活用できなかった児童生徒について、教育委員会においても数名把握しております。ほっとすてっぷとハートフルフレンドは支援の内容が異なっておりますが、利用できなかった児童生徒に対しては、引き続き学校における別室での学習、教員や教員OBのこども自立支援員による家庭訪問等による支援や、他のほっとすてっぷの利用、6地区の生涯学習プラザにおいて、火曜日の10時から12時、水曜日の13時から15時の時間帯で学習支援を行うサテライト教室、またSCやSSW等の支援に繋げるようにしております。(次ページに続く)

ほっとすてっぷにつきましては6月9日現在、定員に対し、EAST は22名、ほっとすてっぷWESTは4名、ほっとすてっぷSOUTHは7名の余裕がございます。

しかしながら、議員ご指摘のように、毎年、年度前半は定員に余裕がある傾向にあり、今後入級者の増加に伴い、希望しても利用することができない児童生徒が生じていく可能性は認識しております。

教育委員会といたしましては、できる限り入級に繋がられる体制を整えるとともに、個々の状況に応じて、校内の別室登校の提案や、フリースクール等の民間団体の紹介、また、オンラインによる学習支援の提案等、子どもの主体性を尊重した情報提供を行い、多様な学習機会・教育機会の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 公園緑地分科会にインクルーシブ公園の知見がある委員を入れるとともに、公園は障がいの有無にかかわらず皆が遊べる場所であることを、緑の基本計画に明記してほしいが見解はどうか。

---

### 答弁要旨

令和5年度に改定を予定している「緑の基本計画」を審議する公園緑地分科会委員12名は、都市計画、パークマネジメント、コミュニティなど、公園に精通した学識経験者5名のほか、子育て支援に関わりの深いNPO法人の方などを市民委員として選定しています。

今回の計画改定では、公園や緑の利活用を視点としていますことから、誰もが使えるユニバーサルデザインが大きなテーマであり、インクルーシブ公園についても、障がいをもつお子様の関係者の方々や専門家などのご意見、先進的な事例を踏まえる中で、審議することとしております。

(次ページへ続く)

その中で、障がいの有無や国籍、世代などに関わらず、誰もが楽しく自由に利用できるといったインクルーシブ公園の整備の方向性について、お示ししたいと考えております。

以 上

質問要旨 学校外で外国人の子どもが日本語を学ぶ機会をどのように確保するのか。

---

### 答弁要旨

、各地域で実施している日本語教室は、基本的に大人の方が対象ですが、一部、子どもの受入れを行っている教室もあります。

子どもを受入れた場合、大人と違い基本的な学習面のサポートが必要となり、専門的なスキルを要することから、一部の教室に留まっているものと考えております。

そうしたことから、昨年度、本市では各地域の日本語教室のボランティアを対象に、日本語でのコミュニケーションに困難を感じる子どもたちに日本語を教えるボランティアの養成講座を実施しました。今年度は、その受講生とともにそうした子どもたちのための夏休み宿題講座を、中央地区にて実施する予定です。

今後、中央地区以外にも、そうした子どもたちを対象にした日本語ボランティアの経験とスキルの習得が広がることを支援し、各地区の教室における子どもの受入促進を図ってまいりたいと考えております。

以上



池田議員 2001 作成局 健福局・こ青局 No.1

質問要旨 10代を対象とする性に特化した相談窓口を  
ユース交流センターや保健所に設置してはいかがか。

### 答弁要旨

本市では、現在のところ、性の悩みに特化した相談窓口は設置しておりませんが、ユース交流センターではセクシャリティトークイベントの開催や、スタッフが若者と関係性を築き、性に関する悩みも含め、日々、若者からの様々な相談を受け、必要に応じて支援機関につなぐなどの対応を行っております。

また、保健所や南北保健福祉センターにおいても、学校や産婦人科、助産師会等と連携しながら、性に関する正しい知識を身につけられるよう、避妊方法や性感染症の普及啓発に努めています。

そうした中、思いがけない妊娠で戸惑っている方に対しては、保健師やいくしあの児童ケースワーカーが連携して相談支援にあたるほか、兵庫県が実施する「妊娠SOS 相談事業」での、電話相談やメール相談などの周知にも取り組んでいます。

このように、すでに複数の機関において性に関する相談の対応等を行っており、これらの取組が10代の若者に認知されるよう、今後も様々な手法で周知してまいりますとともに、先進自治体の取組み内容等を研究してまいります。

以上

質問要旨 悩みを抱える10代のために、ユース交流センターでユースクリニックに関する動画を上映してはどうか。具体的な方針や見解はいかがか。

---

### 答弁要旨

ユース交流センターでは、性に関する悩みについて、周囲に知られたくない、匿名で相談したいといった場合がありますことから、様々な相談機関、支援機関の情報を集めたサイトのQRコードをセンター内の各トイレに掲示し、対面以外の方法で相談できるよう、情報発信に努めています。

また、センター内に性に関する情報コーナーを設置するほか、セクシャリティトークイベントを実施するなど、若者が性に関する理解を包括的に深め、正しい性知識を習得するための取り組みも実施しております。

議員ご提案の動画については、今後、ユース交流センターの取組の参考にさせていただきたいと考えております。

以上

質問要旨 青少年健全育成基金条例を改正し、市内の青少年を支援する団体に積極的なサポートをしてもらいたいかどうか。

---

### 答弁要旨

近年、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待など子どもが被害者となる痛ましい事案の発生、ひきこもりや子どもの貧困など困難を抱える青少年やその家族への支援が課題となっており、基金設置当時と比較して状況が大きく変化し、その課題も複雑化、多様化しております。

こうした中、これまでのように青少年健全育成を中心とした青少年団体への支援にとどまらず、今日的な課題を抱える子ども・子育て家庭、青少年への必要な施策について、青少年健全育成基金の活用も含め、子どもの育ち支援・青少年施策全体の中で検討を行ってまいりたいと考えております。

以上

質問要旨 離婚前後親支援モデル事業を実施する予定  
はあるのか。

---

### 答弁要旨

議員ご指摘の「離婚前後親支援モデル事業」は、大きく分けて3つの事業があり、ひとり親家庭等を対象に、①離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等について、学識経験者等による講義を実施する「親支援講座」、②ひとり親家庭が利用可能な支援施策や相談窓口に関する「情報提供」、③公正証書の作成支援や養育費の取り決め等の弁護士を活用した「養育費の履行確保」でございます。

本市では、「離婚前後親支援モデル事業」の内、「親支援講座」につきましては、実施いたしておりませんが、こども福祉課の相談窓口において、母子父子自立支援員が相談の中で、それぞれの状況に寄り添って、養育費や面会交流等に関する「情報提供」と助言を行っております。

(次ページへ続く)

また、「養育費の履行確保」に向けては、公正証書の作成や養育費の取り決め等に関する弁護士支援につきましても、母子家庭等特別法律相談を年3回実施しており、弁護士に直接、相談を行う機会を設けております。

今後とも、細やかな相談対応を心がけるとともに、SNS等を活用した「親支援講座」の開設など、事業展開のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以 上

池田議員 2005 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 公正証書の作成費用の補助や養育費の立て替え制度等を本市でも導入すべきと考えるがどうか。

---

答弁要旨

平成23年の民法改正により、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として、面会交流と養育費の分担が明記されており、公正証書の作成支援が一層、養育費の履行につながるものと考えております。

こうした中、公正証書の作成費用を助成する自治体が増えつつあり、現在、承知している近隣中核市の令和3年度の決算見込みベースで申し上げますと、姫路市14件、豊中市28件、東大阪市3件となっております。

また、養育費の立て替え制度につきましては、同様に令和3年度を見ますと、姫路市3件、豊中市2件、東大阪市が1件となっております。

こうした利用実績を踏まえると、本市においても一定の需要があるものと考えられることから、引き続き他都市の状況を注視する中で、より良い支援のあり方を検討する必要があるものと考えております。

以上

池田議員 2006 作成部局 こども青少年局 No.1

質問要旨 子どものいる夫婦の離婚相談件数と、離婚  
前と離婚後で、どのような相談内容が多いのか。

---

答弁要旨

令和3年度の離婚を背景とした相談件数につきましては、延べ7,030件ございました。

相談内容の主なものとしましては、離婚前は、別居中の生活費や養育費、親権に関する相談が多くなっており、離婚後については、養育費の未払いや、取り決めがないこと、就労に関する相談が比較的多い傾向にあります。

以上



質問要旨 離婚届にある「面会交流や養育費の分担についての取決め項目」にチェックが無い場合、  
市としてどのようにアプローチをしているか。

---

答弁要旨

離婚届(市民課)の窓口におきましては、「面会交流や養育費の分担についての取決め項目」のチェックの有無が、受理要件ではないとされておりますことから、まだ決めていないにチェックされた届出や、チェックを拒否された届出についても適法な届出として受理しております。

そうした中でも、チェックの無い届出につきましては、ご記入をいただけるようお伝えしているほか、離婚を考えている方が届書を取りにきた際に「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をお渡しするなど、面会交流や養育費の取決めについてご案内しております。

以上